告示

○文部科学省告示第六十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定に基づき、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和五十六年文部省告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日

文部科学大臣　髙木　義明

第三号の次に次の一号を加える。

四　我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものを除く。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第三に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、第二号の準備教育を行う課程を修了し、かつ、十八歳に達したもの

別表第二セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロゴスの項を削り、同表長野日伯学園（名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル　長野校を含む。）の項の次に次のように加える。

コレージオ・イザキ・ニュートン	岐阜県	

別表第二コレージオ・アウレオの項を削る。

別表第二備考第一号セントロ・エドカショナル・カナリーニョの項の次に次のように加える。

セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロゴス	埼玉県	平成十八年二月六日から平成二十二年四月一日までの間に当該課程を修了した者に限る。

別表第二備考第一号エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラの項の次に次のように加える。

コレージオ・アウレオ	愛知県	平成十八年二月六日から平成二十二年五月十五日までの間に当該課程を修了した者に限る。

別表第二備考第二号を削り、同表備考第一号の号番号を削り、同表の次に次のように加える。

別表第三（第四号関係）

名称	位置	備考
ムンド・デ・アレグリア学校（ペルー共和国の学校の課程と同等の課程に限る。）	静岡県	
エスコーラ・エ・クレシェ・ド・グルーポ・オピソン	茨城県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテ	茨城県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　真岡校	栃木県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
インスチツート・エドカショナル・ジェンテ・ミウーダ	群馬県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
インスチツート・エドカショナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	群馬県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ　伊勢崎校（名称変更前のエスコーラ・パラレロ　東村校を含む。）	群馬県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ　太田校	群馬県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　太田校	群馬県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
セントロ・エドカショナル・カナリーニョ	埼玉県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロゴス	埼玉県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　山梨校	山梨県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ　伊那校	長野県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・エ・クレシェ・サウ・エ・ルス	長野県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル　長野校	長野県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
インスチツート・エドカショナル・エマヌエウ	岐阜県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセ	岐阜県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
セントロ・エドカショナル・ノヴァ・エターパ	岐阜県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
ソシエダーデ・エドカショナル・ブラジリアン・スクール	岐阜県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール浜松校	静岡県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタウ・エ・エンシーノ・メディオ	静岡県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラ	静岡県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツ	静岡県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。

備考

我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものを除く。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた次の表に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、第二号の準備教育を行う課程を修了し、かつ、十八歳に達したものは、学校教育法施行規則第百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者とする。